

ハ. 業務勘定より受入

「国民年金法」に基づき、国民年金印紙による納付の方法によって納付する保険料の業務勘定からの受入金

6. 他会計（勘定）への繰入

イ. 基礎年金勘定へ繰入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金給付費等に要する費用に充てるための基礎年金勘定への繰入金

ロ. 業務勘定へ繰入

「国民年金特別会計法」第4条の規定の基づく福祉施設等財源及び年金福祉事業団出資財源の業務勘定への繰入金

付属明細書 11年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
年金返納金	受給者等	2,356

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	71,022	520	240	—	—	71,302
立木竹	194	3	0	—	—	197
建物	51,625	1,819	94	2,190	—	51,160
工作物	26,354	1,927	107	2,502	—	25,671
船舶	0	—	—	0	—	0
物品	—	—	—	—	—	—

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
出資金	52,391	—	81	—	—	—	52,473

出資金の明細

(単位：百万円)

出資先	特別会計 BS 額	出資先・資産	出資先・負債	出資先・純資 産	出資先・資本金	特別会計か らの出資額	出資割 合	純資産額に よる産出額	使用財務 諸表
年金福祉 事業団		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)	
総合勘定	0	0	0	0	0	0	0%	0	特殊法人 基準
承継一般勘定	52,473	10,084,835	9,174,160	910,674	1,067,519	52,473	5%	44,763	特殊法人 基準
合計	52,473	10,084,835	9,174,160	910,674	1,067,519	52,473	5%	44,763	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	993,038

注記 12年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物、工作物、船舶

定率法により減価償却を行っている。

物品

50万円以上の重要物品については、厚生保険特別会計全体として管理を行っており、当勘定において所有するものを明確に把握できないため、勘定区分の財務書類においての計上は行わず、勘定を合算した財務書類において計上を行う。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

2. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 公的年金預かり金の計上基準及び差額の内容

(注) 公的年金預かり金は、平成 11 年財政再計算 (別紙参照) における当該年度積立金を計上することとした。

3. 各特別会計固有の表示科目

積立金

国民年金特別会計法第 12 条の規定により、決算上生じた過剰は、翌年度の歳入に繰入られる額を除き、積立金に積み立てている。

4. 歳出予算の繰越等

繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	<u>△ 105,225 百万円</u>
ロ. 本年度繰越見合財源	—————
ハ. 前年度繰越見合財源	—————
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	<u>△ 105,225 百万円</u>

5. 他会計 (勘定) から受入

イ. 一般会計より受入

「国民年金法」第 85 条第 1 項及び「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和 60 年法律第 34 号) 附則第 34 条第 1 項の規定に基づく国民年金事業に充てるための国庫負担金

ロ. 基礎年金勘定より受入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金相当給付費財源の基礎年金勘定からの受入金

ハ. 業務勘定より受入

「国民年金法」に基づき、国民年金印紙による納付の方法によって納付する保険料の業務勘定からの受入金

6. 他会計（勘定）への繰入

イ. 基礎年金勘定へ繰入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金給付費等に要する費用に充てるための基礎年金勘定への繰入金

ロ. 業務勘定へ繰入

「国民年金特別会計法」第4条の規定の基づく福祉施設等財源及び年金福祉事業団出資財源の業務勘定への繰入金

付属明細書 12年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
年金返納金	受給者等	2,213

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	71,302	296	31	—	△19,513	52,050
立木竹	197	4	7	—	△7	194
建物	51,160	1,069	279	2,171	△4,609	45,169
工作物	25,671	1,762	234	2,437	△1,446	23,316
船舶	0	—	—	0	△0	0
物品	—	—	—	—	—	—

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額 (本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
出資金	52,473	-	78	-	-	-	52,552

出資金の明細

(単位：百万円)

出資先	特別会計 BS 額	出資先・資産	出資先・負債	出資先・純資産	出資先・資本金	特別会計から の出資額	出 資 割 合	純資産額によ る産出額	使用財務 諸表
年金福祉 事業団		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)	
総合勘定		0	0	0	0	0	0%	0	行政コスト 計算書
承継一般勘定	52,552	9,454,970	8,571,886	883,084	1,075,411	52,552	5%	43,153	行政コスト 計算書
合計	52,552	9,454,970	8,571,886	883,084	1,075,411	52,552	5%	43,153	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	979,555

⑤ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地			△19,513	△19,513	価格改定
立木竹			△7	△7	価格改定
建物			△4,609	△4,609	価格改定
工作物			△1,446	△1,446	価格改定
船舶			△0	△0	価格改定
計			△25,576	△25,576	

注記 13年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物、工作物、船舶
定率法により減価償却を行っている。

物品

50万円以上の重要物品については、厚生保険特別会計全体として管理を行っており、当勘定において所有するものを明確に把握できないため、勘定区分の財務書類においての計上は行わず、勘定を合算した財務書類において計上を行う。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

2. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 公的年金預かり金の計上基準及び差額の内容

(注) 公的年金預り金は、平成11年財政再計算(別紙参照)における当該年度積立金を計上することとした。

3. 各特別会計固有の表示科目

積立金

国民年金特別会計法第12条の規定により、決算上生じた過剰は、翌年度の歳入に繰入られる額を除き、積立金に積み立てている。

4. 歳出予算の繰越等

繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	<u>△ 139,467百万円</u>
ロ. 本年度繰越見合財源	_____
ハ. 前年度繰越見合財源	_____
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	<u>△ 139,467百万円</u>

5. 区分別収支計算書「本年度収支」と貸借対照表「現金預金」の関係

当勘定においては、平成13年度から年金資金運用基金へ運用寄託を行っているため、本年度収支は、現金・預金と運用寄託金の合計となる。

6. 他会計（勘定）から受入

イ. 一般会計より受入

「国民年金法」第85条第1項及び「国民年金法等の一部を改正する法律」（昭和60年法律第34号）附則第34条第1項の規定に基づく国民年金事業に充てるための国庫負担金

ロ. 基礎年金勘定より受入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金相当給付費財源の基礎年金勘定からの受入金

ハ. 業務勘定より受入

「国民年金法」に基づき、国民年金印紙による納付の方法によって納付する保険料の業務勘定からの受入金

7. 他会計（勘定）への繰入

イ. 基礎年金勘定へ繰入

「国民年金特別会計法」に基づく基礎年金給付費等に要する費用に充てるための基礎年金勘定への繰入金

ロ. 業務勘定へ繰入

「国民年金特別会計法」第4条の規定の基づく福祉施設等財源及び年金資金運用基金出資財源の業務勘定への繰入金